

令和7年度に値上げした場合（第4回審議会資料 2. 2より）

No.	第4回資料ページ番号 シュミレーション番号	条件	収益的収支 マイナスの発生時期	収益的収支（累積額） 令和11年度時点	収益的収支 値上げによる令和7～11年度 までの増収分（見込）	経費回収率100%達成時期（見込）
0	P4 経営戦略	使用料改定をしなかった場合 （経営戦略想定）	令和18年度	448,430 千円	0 千円	無
1	P4 ①	基本料金そのまま 従量料金 一律 5%値上げ	令和20年度	513,410 千円	64,980 千円	無
2	P5 ②	基本料金そのまま 従量料金 一律 10%値上げ	令和24年度	578,389 千円	129,959 千円	令和11年度
3	P6 ③	基本料金そのまま 従量料金41㎡以上 5%値上げ	令和20年度	494,650 千円	46,220 千円	無
4	P6 ④	基本料金そのまま 従量料金41㎡以上 10%値上げ	令和22年度	540,870 千円	92,440 千円	無
5	P7 ⑤	基本料金そのまま 従量料金 一律 15%値上げ	令和26年度	643,369 千円	194,939 千円	令和11年度
6	P7 ⑥	基本料金そのまま 従量料金 一律 20%値上げ	令和26年度	708,348 千円	259,918 千円	令和9、10、11、12年度
7	P8 ⑦	基本料金と 従量料金 一律 10%値上げ	令和26年度	674,446 千円	226,016 千円	令和11年度
8	P8 ⑦	基本料金と 従量料金 一律 20%値上げ	令和26年度	900,461 千円	452,031 千円	令和7、8、9、10、11、12、13年度

事務局案

第4回審議会での意見等

- ・長期的な視点での段階的な改定にし、上げ幅を少なくすることで、利用者の負担感を軽減すべき
- ・後世のための設備改修などに費用がかかるため、10～20%程度は上げるべき
- ・5年、10年のスパンを考えた増額を考えてほしい（利用者の負担をなるべく抑えて）
- ・今回の改定を抑えすぎてしまうと将来的にもっと大きな改定が必要になってしまう。次回を考えると20%程度の改定が必要
- ・住民負担の軽減をなるべく視野に入れて検討していくことが大事
- ・5年度、10年後にまた上げるよりも今回しっかりした料金体系を構築すべき。

事務局（案）

- ・基本料金を据え置きにすることにより、他市町村と比較して割高な単身世帯や高齢世帯等の少量使用者への影響を少なくできる。
（大口使用者より小口使用者の方が使用料全体に占める基本料金の割合が大きいため、基本料金を値上げすると小口使用者の負担感が大きくなる）
- ・経費回収率100%は令和11年度に達成する見込みである。
- ・5%値上げの場合、値上げ率が低く、経費回収率100%を達成しない。
- ・41㎡以上を値上げする場合、使用者の9割強をしめる40㎡以下の使用者が対象とならず、値上げ効果が薄くなり経費回収率100%を達成しない。
- ・15、20%の値上げの場合、特に大口使用者ほど負担額が大きくなる。
- ・使用者の負担をなるべく抑えたプランとする。